

尾張旭市文化会館 施設利用料金表（単位 円） ※令和元年10月1日以後に許可する利用に適用

区分		午前	午後	夜間	全日	
		午前8時30分から 正午まで	午後1時から 午後4時30分まで	午後5時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後9時30分まで	
文化会館ホール	ホール	平日	11,000	22,000	33,000	56,100
		土曜日	12,100	24,200	36,300	61,600
		日祝日	13,200	26,400	39,600	67,100
	楽屋等	楽屋1	330	660	990	1,760
		楽屋2	330	660	990	1,760
		楽屋3	550	880	1,210	2,310
		楽屋4	660	990	1,320	2,640
		楽屋事務室	330	660	990	1,760
		シャワー室1	1,100	1,100	1,100	2,970
		シャワー室2	1,100	1,100	1,100	2,970
	練習室	練習室1	1,650	1,980	2,310	5,280
		練習室2	550	880	1,210	2,310
		練習室3	550	880	1,210	2,310
	展示室等	展示室	2,200	2,530	2,860	6,820
展示ギャラリー		550	880	1,210	2,310	
あさひのホール	ホール	平日	3,300	6,600	9,900	16,830
		土曜日	3,630	7,260	10,890	18,480
		日祝日	3,960	7,920	11,880	20,130
	楽屋	楽屋1	330	660	990	1,760
		楽屋2	330	660	990	1,760
	研修室	研修室1	1,210	1,540	1,870	4,070
		研修室2	1,210	1,540	1,870	4,070
	展示ロビー		1,100	1,430	1,760	3,850

備考

- (1) 尾張旭市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町以外の住民が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の1.5倍に相当する額になります。
- (2) 前号の規定にかかわらず営利を目的とする場合の利用料金は、この表に定める利用料金の3倍に相当する額になります。
- (3) ホールのうち舞台のみを利用する場合の利用料金は、当該利用料金の30パーセント相当額になります。
- (4) 前3号に規定する倍率は、利用する施設の合計利用料金に乗じるものとし、その金額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額は切り捨てるものとします。